

「観光文化会館・大ホールの利用にあたっての人数上限の緩和について」

新型コロナウイルス感染症に係る市主催（共催）するイベント等の開催基準の見直しに伴い、9月19日（土）から、次のとおり大ホールの利用にあたっての人数上限を緩和します。

1. 人数上限緩和の適用基準

（1）人数上限を設けないもの（収容率100%の利用が可能）

次のすべてを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とします。

- ・これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと）。【国・別紙2を参照】
なお、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして取り扱います。
- ・これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して、下記2の感染防止対策を徹底できるもの。
- ・発声する演者と観客間の距離が適切に保たれていること（最低2m）。

（2）人数上限を設けるもの（収容率の50%（※）以内に制限）

大声での発声が想定されるもので、マスクの着用を含め個別の参加者に対して、下記2の感染防止対策を徹底できるもの。【国・別紙2を参照】

※異なるグループ（又は個人）間では座席を1席空け、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

（3）利用できないもの

次のいずれかに該当するもの。

- ・不特定の方が集まるもの（利用後に参加者を特定できる場合は利用可能）。
- ・マスクの着用を含め個別の参加者に対して、下記2の感染防止対策を徹底できないもの。

<p>想定されるイベント及び収容率等</p>	<p style="text-align: center;">【100%以内】</p> <p>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの 〔例〕クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典等【国・別紙2を参照】</p>	<p style="text-align: center;">【50%（※）以内】</p> <p>大声での歓声・声援等が想定されるもの 〔例〕ロックコンサート、ポップコンサート、キャラクターショー、親子会公演等【国・別紙2を参照】</p>
<p>100%開催の具体的要件</p>	<p>次のいずれにも該当するもの。</p> <p>① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの）。</p> <p>② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。</p> <p>③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれていること。</p>	

※異なるグループ（又は個人）間では座席を1席空け、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

2. 利用にあたっての感染防止対策

○消毒の徹底（感染リスクの拡散防止）

- ・参加者に手指消毒・手洗いを推奨。
- ・主催者側で入場口等の適所に手指消毒液を設置するとともに、高頻度に人が接触する箇所をこまめに消毒してください。

○マスク着用の担保（感染リスクの拡散防止）

マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保してください。

○参加者及び出演者の制限（感染リスクの拡散防止）

- ・来場者（参加者）及びスタッフ等関係者が会場へ入場する際は検温を行い、37.5℃以上の発熱がある有症状者の出演・練習・入場を確実に防止する措置を徹底してください。
- ・有症状者の入場を断った際のチケット料金等の払い戻し措置を検討してください。

○参加者の把握（感染リスクの拡散防止）

- ・来場者（参加者）の氏名及び緊急連絡先を確実に把握してください。（1回の利用（公演）ごとに必要です。）
- ・スタッフ等関係者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。
- ・来場者（参加者）及びスタッフ等関係者の氏名及び緊急連絡先の情報は、来場者から

感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供いたします。

- ・接触確認アプリ（COCOA）や三重県の「安心みえる LINE」等の感染拡大防止システムの利用促進等の具体的措置を講じてください。（アプリの QR コードを入口に掲示してあります）

○大声を出さないことの担保（大声の抑止）。

大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備してください。（人員を配置する等）

○密集の回避（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）

- ・入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）を講じてください。
- ・空調（冷暖房）設備を常時稼働させて換気を行うこと（設備利用料金は利用団体が負担）。また、利用前後及び休憩時間中は出入口を開放して換気を行ってください。
- ・休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止を徹底してください。
- ・入場口、トイレ、待合場所、物品販売エリア等での密集を回避する措置を講じてください。

○演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除

演者等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせてください。

○催物前後の行動管理（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）

公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注意喚起し、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進してください。

○地域の感染状況に応じた対応

- ・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談してください。
- ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応してください。

○業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに則った対策を講じてください。

（参考：文部科学省HPの業種別ガイドライン）。

3. 参考（今後適宜改訂の可能性あります）

- 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver.5～県民の皆様へ 命と健康を守るために～」(令和2年9月18日、三重県)

○「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

○業種別ガイドライン

（文部科学省HP https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00028.html）